平成１８年（フ）第１０４８号
盛岡市仙北１丁目14番６号
破産者　関口　　宏
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第８８号
岩手県陸前高田市横田町字舞出54番地２
破産者　及川　秀文
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（フ）第４９８号
仙台市泉区根白石字車屋敷50番地の８
破産者　新田　清治
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第７１０号
群馬県前橋市下新田町768番地　Ｄ―91号、破産手続開始決定時の住所群馬県前橋市元総社町２丁目20番地10
破産者　丸田　晴弘
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第３２７号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字奥田35番地１
破産者　福原　丈一
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３８０号
名古屋市瑞穂区膳棚町２丁目57番地
破産者　山岸　可樹
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５９７号
愛知県清須市西枇杷島町古城１丁目９番地３　シャトル古城102
破産者　首藤　剛士
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５００号
兵庫県赤穂郡上郡町栗原352番地
破産者　福本　金藏
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１８０号
兵庫県加古川市東神吉町神吉591番地の59
破産者　日野　健二
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３７４号
兵庫県姫路市嵐山町23番地嵐山コーポ2106
破産者　永尾　榮一
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５２０号
広島県廿日市市四季が丘９丁目４番地22
破産者　寺本　規子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５８２号
高知県南国市大埇甲1121番地１　レオパレス南国１番館103号
破産者　岡崎　章典
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１０１８号
高知市大津乙321番地１
破産者　西山　道郎
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３２号
高知県香南市赤岡町1428番地33
破産者　山脇　浩司
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８号
大分県佐伯市弥生大字大坂本1445番地４、住民票上の住所大分県佐伯市上浦大字浅海井浦3518番地１
破産者　西本　山海
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２０年（フ）第４１５８号
札幌市北区新川２条１丁目２番43号、破産開始決定時の住所札幌市北区新琴似９条４丁目５番９号
破産者　横野　　聡
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７３号
北海道小樽市新富町２番603号　アンカー、前住所北海道小樽市住吉町９番1107号　ヴェルビュ南小樽
破産者　長井　荘一
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２０年（フ）第３９６号
福島県郡山市開成５丁目６番２号
破産者　山﨑　　力
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係